

任期付職員・臨時的任用職員を募集

いずれも申し込みは2月12日(水)(必着)までで、年齢制限はありません。基本給は2月1日時点のものです(4月1日以降、制度改正により、職歴などに基づく加算もあり)。

■任期付職員

任期は1年を超え3年以内(原則更新なし)です。育児休業を取得する職員の代替などとして勤務します。合格者は採用候補者名簿に登載し、3月1日以降要員に応じて登載順に採用します(登載期間は1年間)。

職 種	職務内容	募集人数	勤務時間	基本給(月額)
① 事務	市役所または出先機関での各種業務	5人程度	午前8時30分～午後5時15分 (配属先により異なる場合あり)	182,490円
② 管理栄養士	市役所または出先機関での栄養指導など	若干名	午前8時30分～午後5時15分	245,520円
③ 保健師	市役所または出先機関での保健指導など	若干名		
④ 保育士	市立保育園での保育業務	10人程度	午前6時45分～午後7時15分のうち実働7時間45分	207,570円

※保育士は締切日以降も随時募集します。詳しくは人財課☎(260)5338へお問い合わせください。

■任期付短時間勤務職員

勤務条件・勤務時間帯は配属される部署によって異なります。任期は原則1年間(3年まで更新の可能性あり)です。合格者は採用候補者名簿に登載し、3月1日以降要員に応じて登載順に採用します(登載期間は1年間)。

職 種	職務内容	募集人数	勤務時間	基本給(月額)
⑤ 事務	市役所または出先機関での各種業務	20人程度	1日4時間×週5日、 1日7.75時間×週3日など	週20時間勤務: 94,187円
⑥ 身体障がい者事務		若干名		週23.25時間勤務: 109,494円
⑦ 保育士	市立保育園での保育業務	若干名	1日5時間×週5日	133,915円

■臨時的任用職員

任期は6か月以内(更新は最長1年間)です。原則4月1日採用予定です。令和元年度の大和市臨時的任用職員は応募できません。

職 種	職務内容	募集人数	勤務時間	基本給(月額)
⑧ 事務	市役所または出先機関での各種業務	10人程度	午前8時30分～午後5時15分	164,200円
⑨ 保健師	市役所または出先機関での保健指導など	若干名		221,700円
⑩ 営繕作業員	市立小・中学校などにおける施設補修など	若干名		194,000円
⑪ 庁務作業員	市立小・中学校での清掃業務など	10人程度	午前7時30分～午後4時	164,200円
⑫ 給食調理員	市立小学校での給食調理業務	若干名	午前8時15分～午後4時45分	148,400円
⑬ 保育士	市立保育園での保育業務	10人程度	午前6時45分～午後7時15分のうち7時間45分	187,200円
⑭ 作業員	ごみの収集業務	10人程度	午前8時～午後4時45分	194,000円
	環境管理センターでの廃棄物の受け入れ・清掃作業など	若干名		

●申し込み方法、問い合わせなど

	申し込み方法など	問い合わせ先
①～⑫	・必要書類を直接または郵送で〒242-8601市役所人財課へ(⑩～⑫は〒242-8601市教育委員会教育総務課へ)。市のホームページから電子申請も可。 ・2月下旬に面接を実施(日時・場所は後日連絡)。 ・必要書類など詳しくは、募集案内をごらんください。募集案内と申込書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。	①～⑨人財課 ☎(260)5338 ⑩～⑫教育総務課 ☎(260)5203
⑬	・申し込みする日時を事前に電話連絡のうえ、履歴書と保育士証の写しを保健福祉センターほいく課へ直接持参。申し込み時に面接を実施。	ほいく課 ☎(260)5672
⑭	・履歴書を直接または郵送で〒242-0026草柳3-12-1環境管理センターへ。後日面接を実施。	収集業務課 ☎(269)1511
⑮		施設課 ☎(269)1522

住宅防音工事に関する防衛省・南関東防衛局からのお知らせ

住宅防音工事で設置した防音建具・空気調和機器の取換工事の受付対象年次を変更

南関東防衛局では、住宅防音工事により設置した防音建具(外部開口部に設置した防音サッシ)・空気調和機器(エアコン)・換気扇、レンジ用換気扇が老朽化などで故障または機能が低下した場合、取り換え工事費用を補助しています(防音建具機能復旧工事・空気調和機器機能復旧工事(以下「機能復旧工事」といふ))。

■防音建具機能復旧工事の希望届受付対象住宅

区域(下図参照)	現 行	2月25日以降
①85WECPNL以上	平成4年3月31日までに防音工事が完了した住宅	防音工事が完了して10年以上経過した住宅
②80～85WECPNL	昭和63年3月31日までに防音工事が完了した住宅	
③75～80WECPNL	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅	

※WECPNL: 航空機騒音のうるさを表す単位(本文中はWと表記)

■空気調和機器機能復旧工事の希望届受付対象住宅

区 域	現 行	2月25日以降
全区域	平成16年3月31日までに防音工事が完了した住宅	防音工事が完了して10年以上経過した住宅

2月25日(火)から、機能復旧工事の対象となる住宅の対象年次を変更し、「住宅防音工事希望届」を受け付けます(別表参照)。なお、原則として防音工事の実施順に機能復旧工事を実施する予定ですが、工事実施に伴う補助事業者の負担軽減の観点から、防音工事・機能復旧工事の両方が受付対象となっている人は防音工事と機能復旧工事を同時期に実施します。そのため、工事実施順序が前後する場合があります。

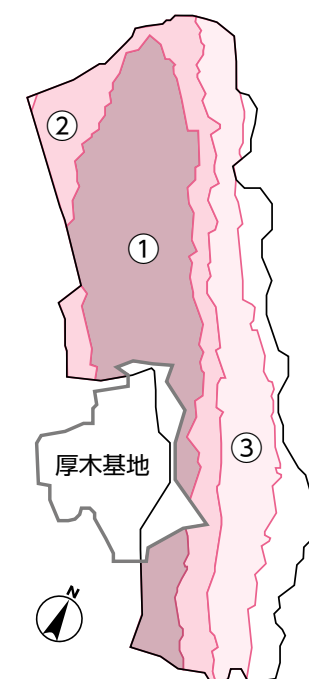
工法是正工事に係る希望届の受付開始

昭和61年9月10日までに建設された住宅で、平成18年1月31日の工法区分線(新)の設定により、75W(第Ⅱ工法適用)から80W(第Ⅰ工法適用)となった区域内にあり、過去に75W(第Ⅱ工法適用)で防音工事を実施した住宅について、第Ⅰ工法適用に改める工事(以下「工法是正工事」といふ)の費用を補助するための希望届を2月25日(火)から受け付けます。工法是正工事の対象住宅であるか否かについては、南関東防衛局へお問い合わせください。なお、機能復旧工事の希望届を提出した人のうち、工法是正工事の対象となる人は、機能復旧

工事に代えて、工法是正工事を実施します。

希望届の提出は南関東防衛局へ

機能復旧工事および工法是正工事について、新たに受付対象となる人で、工事費用の補助を希望する人は、必要に応じて南関東防衛局(〒2331-0003 横浜市中区北仲通5-57)



①85WECPNL以上の区域
②80～85WECPNLの区域
③75～80WECPNLの区域

認知症サポーター養成講座を開催

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成講座を開催します。ぜひご参加ください。

と き ▼ 3月11日(水) 午前10時～11時30分

と ころ ▼ サンホーム鶴間(西鶴間8-1-2)

定 員 ▼ 先着20人

講師 ▼ 地域包括支援センター職員
申し込み ▼ 電話で鶴間地域包括支援センター(サンホーム鶴間) ☎(271)2770へ。

保健福祉センター高齢福祉課
認知症策推進係 ☎(260)5661
FAX ☎(260)1156

に照会するなど対象住宅であるか否かを確認のうえ希望届を提出してください。希望届は南関東防衛局および座間防衛事務所(鶴間1-13-2 ☎(261)4332)で配布するほか、同局のホームページからダウンロードもできます。

南関東防衛局企画部住宅防音第1・2課 ☎045(211)7133